

千葉県労働委員会だより

－公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします－

～ ご存知ですか？労働委員会 ～

世間では、あまり知られていない労働委員会ですが、ここでは、よくいただくご質問を掲載しました。

Q 労働委員会って何をするとところですか？

A 労働委員会は、労働組合法によって国と都道府県に設けられた、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。労働者(労働組合)と使用者(会社等)の間に生じた様々な紛争について、当事者で解決が困難な場合に、あっせんなどにより公平な第三者機関として紛争解決のお手伝いをします。

Q あっせんって何ですか？

A 労働委員会のあっせん員(3名)が、双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。

Q 誰でも利用できますか？

A 使用者、労働者、労働組合の方どなたでもご利用いただけます。
千葉県内の事業所における労働問題が対象となります。



Q 費用はかかりますか？

A どなたでも費用は無料です。どうぞ安心してご利用ください。

Q 知らない組合から団体交渉の申し入れがありました。困っています。どうしたらいいですか？

A 使用者は、労働条件に関する事項について団体交渉に応じる義務があり、正当な理由なく団体交渉の申し入れを拒否することは、不当労働行為に当たります。
詳しくは、下記へご相談ください。

【予約・お問い合わせ先】千葉県労働委員会事務局

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (県庁南庁舎7階)

電話:043-223-3735

千葉県労働委員会

検索